

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2021(令和3)年度)

作成日 2021/9/28
最終更新日 2021/10/13

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和3年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人岡山大学
法人の長の氏名		槇野 博史
問い合わせ先		岡山大学総務・企画部総務課 電話：086-251-7007 E-mail：aax7007@adm.okayama-u.ac.jp
URL		https://www.okayama-u.ac.jp/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	ガバナンス・コード記載事項	記載欄
経営協議会による確認	更新あり		<p>経営協議会による確認については、令和3年6月23日開催の令和3年度第1回経営協議会において、本コードの概要について説明し、次回の会議の前に本法人における適合状況等報告書を作成して事前に送付するのであらかじめ確認願いたい旨の説明をした。続いて、令和3年9月22日開催の令和3年度第3回経営協議会において、本法人における適合状況等の状況及び昨年度「エクスペレイン」とした項目に対するその後の状況についても説明した上で意見を伺った。</p> <p>その結果、「ガバナンス・コードに関する取組みが前年度よりかなり進捗し、報告書の記述も充実したことを心強く感じる。」、また、「昨年はずいぶんいろいろと議論があったが、それに対してしっかりと素早く対応されていると思う。」という意見をいただいた。</p>
監事による確認	更新あり		<p>監事による確認については、本法人における適合状況等報告書を作成した後、令和3年9月2日に非常勤の監事に対し、また、同3日に常勤の監事に対し、それぞれ、本法人における適合状況等について説明を行うとともに意見を伺った。かつ、この際にいただいた意見等を踏まえ、報告書を修正し、指摘された項目に対する本学の対応について、再度、令和3年10月12日に常勤の監事に対し報告をした上で、意見を伺った。</p> <p>その結果、次の3件の原則等に対し意見等が出された。その意見等の主な概略及びその対応状況については、次のとおりである。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	ガバナンス・コード記載事項	記載欄
	更新あり	<p>補充原則1-4②</p> <p>国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。</p> <p>また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。</p>	<p>(監事からの意見)</p> <p>長期的な経営人材の育成については担当業務の遂行を通じた育成とともに、大学経営に関する専門的な研修の実施が必要と考えられますので、専門的な経営人材の育成研修の充実についての検討を期待する。</p>
			<p>(意見への対応)</p> <p>これまで各事項の担当が研修を実施してきてはいるものの、法人として俯瞰して閲覧可能な資料として取りまとめて「見える化」した。</p> <p>今後、経営人材育成の在り方を検討するとともに、研修内容のさらなる充実を図ることとする。</p>
	更新あり	<p>補充原則3-1-1①</p> <p>国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めするなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。</p>	<p>(監事からの意見)</p> <p>経営協議会で大量の資料を送付する場合には、あらかじめ説明するか、まとめ資料の添付を要請します。</p>
			<p>(意見への対応)</p> <p>ご指摘のとおり、より分かりやすい資料を作成する等努めていく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	ガバナンス・コード記載事項	記載欄
	更新あり	<p>【原則4-2 内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】</p> <p>国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。</p> <p>そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。</p>	<p>(監事からの意見)</p> <p>内部統制に関しては、主にリスク管理面において、リスクの洗い出し、分析、評価の再整備を進めており、一段の体制整備に取り組んでいる。(令和4年3月末を期限)</p>
			<p>(意見への対応)</p> <p>リスク管理体制の整備を、令和4年3月までに対応いたします。また、以後も引き続き、内部統制システムの改革改善を継続して行う。</p>
その他の方法による確認			記載事項なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	本法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	記載事項なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>国立大学法人化にあたって岡山大学は、「高度な知の創成と的確な知の継承」を理念に、「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」という目的（ミッション）を策定している。そのミッションのもと、岡山大学は創立70周年に当たる2019年度（令和元年度）に、「岡山大学長期ビジョン2030」と、それまでの「岡山大学ビジョン（聖域なき織横断型改革）」をバージョンアップし、「岡山大学ビジョン2.0（2019～2021）」を掲げた。</p> <p>「岡山大学長期ビジョン2030」は、「サステナビリティとウエルビーイングを追究する研究大学として、人材育成と社会イノベーションで世界と地域に新たな価値を創造し、多様なステークホルダーとの協働によって、持続可能性と包摂性に富む『国際学都おかやまの創生』を実現する」である。</p> <p>その実現に向けて、これまでの大学運営を振り返って課題を整理し、「国連の提唱するSDGsへの貢献を大学経営の中核に置き、教育研究・社会実装の大学機能の全てに反映させて大学の知の資源を活用して、社会からの信頼を得ていく営み」であるSDGs大学経営をスタートさせた。その上で2019年度から2021年度までに具現化する「岡山大学ビジョン2.0」を「岡山から世界に、新たな価値を創造し続けるSDGs推進研究大学」として掲げ、教育改革、研究力強化・産学共創加速、大学経営改革の3つの戦略に基づく取り組みを推進している。教育改革においては、「Society5.0 for SDGsの時代を拓く高等教育にリ・デザイン」、研究力強化・産学共創加速においては、「世界的研究拠点形成とSDGsを共通言語に戦略的組織的産学共創のエコシステム構築」、大学経営改革においては、「ガバナンス・財務マネジメント改革を加速しインパクトのあるSDGs推進大学に」に取り組んでいる。</p> <p>この「目標・戦略」は、具体的に国立大学法人法の「中期目標・計画」に、「道筋」としては、同法により毎年策定している「年度計画」に位置付けている。</p> <p>「岡山大学長期ビジョン2030」ならびに「岡山大学ビジョン2.0」のもと、「目標・戦略」とその「道筋」は、第3期中期計画に反映させ、学長のリーダーシップの下、学内関係者から広く意見集約するのみならず、学外委員が過半数を占める経営協議会での審議を経ていく。特に、「岡山大学長期ビジョン2030」ならびに「岡山大学ビジョン2.0」は、地域発展協議体等において、産官学金言の多様なステークホルダーに提示し、賛同を得ている。</p> <p>当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋などについては、大学ウェブサイトならびに統合報告書など多様な方法で、社会に向けて広く公表している。</p> <p>なお、現在、第4期中期目標中期計画の策定に合わせて、新たな「岡山大学長期ビジョン2050」、「岡山大学ビジョン3.0」の策定を、多様な関係者の意見を聴きつつ進めている。とくに第4期において、国が国立大学法人に期待する役割・機能として、これまでの人類社会全体の発展への寄与という普遍的使命に加え、機能拡張により公共を担う経営体へ転換し、成長戦略の切り札として新たな役割が期待されている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>岡山大学は、SDGs大学経営をさらに発展させ、SDGsへの貢献を大学経営の中核に置いて、教育研究・産学共創を一体的に改革し、マルチステークホルダー・エンゲージメントを強化することで、大学の特色と強みを際立たせた新たな事業モデルを展開し、財源の多様化を図るとともに、自律的な大学経営を実現することを目指している。ポストコロナを見据えて、「グローバル・エンゲージメント戦略」と、「岡山大学DX推進プラン」を策定し、これらを「第4期中期計画・中期目標」に明示して「道筋」を示し令和3年度中に公表する予定である。</p> <p>【岡山大学の理念・目的・目標】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html</p> <p>【岡山大学ビジョン2.0, 岡山大学長期ビジョン2030】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/ou-vision.html</p> <p>【中期目標・中期計画, 年度計画】 https://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/houjin/</p> <p>【統合報告書】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html</p>
<p>補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	更新あり	<p>中期計画の進捗状況と検証結果は、評価センターにおいて自己点検・評価書として取りまとめ、経営協議会、教育研究評議会、経営戦略会議等において検証している。また、検証を通じて明らかになった課題を基に改善に反映させた結果を年度計画に反映させ、これらをウェブサイトに掲載し公表している。</p> <p>中期計画・年度計画の進捗状況と検証結果は、自己点検・評価書として取りまとめ、評価センターのウェブサイトに公表している。</p> <p>国立大学法人評価については、業務実績報告書及び評価結果を大学ウェブサイト及び評価センターのウェブサイトを通じて、公表している。業務実績報告書は、本学の目標・戦略である中期目標・中期計画の進捗状況及び実施状況の検証結果に基づいて作成したものである。また、前年度の評価結果において指摘事項があれば、その改善状況も記載している。</p> <p>【法定開示情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	更新あり	<p>法令に基づき、「国立大学法人岡山大学管理学則」、「岡山大学学則」、「岡山大学大学院学則」を整備し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する学長の下、意思決定機関として、大学の重要事項の決定権限を有する「役員会」（国立大学法人岡山大学役員会規則）、経営に関する権限を有する「経営協議会」（国立大学法人岡山大学経営協議会規則）、教学に関する権限を有する「教育研究評議会」（国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則）を置き、執行体制として、理事、総括副学長及び副学長を置き、「国立大学法人岡山大学役員規則」及び「岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則」によりその権限と責任を明確化している。</p> <p>【国立大学法人岡山大学管理学則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000001.html</p> <p>【岡山大学学則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000002.html</p> <p>【岡山大学大学院学則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000003.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学役員会規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000006.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学経営協議会規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000007.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000008.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学役員規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000005.html</p> <p>【岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000014.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	更新あり	<p>令和3年3月、ダイバーシティの確保等を含む総合的な人事方針である「国立大学法人岡山大学における人事基本方針」を策定・公表し、実施している。当該方針の下、教員については、「国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則」のほか「人事戦略・評価委員会における教育職員の配置及び採用、昇任等の欠員補充に係る基本方針」を定めており、事務系職員については、「岡山大学事務職員のミッション」のほか「岡山大学事務職員人事異動の基本方針」等を定めている。</p> <p>【国立大学法人岡山大学における人事基本方針】 https://pxy-admcms1.a.okayama-u.ac.jp/okayama-u/up_load_files/jinji/personnel_policy_r3.pdf</p> <p>【国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000025.html</p> <p>【岡山大学事務職員のミッション】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/mission.html</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>第3期中期目標期間における中期的な財務計画については、認可された中期計画にかかる必要経費の見積額として予算計画等を作成、開示しているところである。</p> <p>【業務に関する情報 - 中期計画別紙】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokokukai_j.html</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>	更新あり	<p>岡山大学の教育情報として、毎年度の入学者数、収容定員・学生数、卒業・修了者数、進学者数・就職者数、進学・就職等の状況をHPにて公表している。</p> <p>教育費用については、学生当教育経費を岡山大学統合報告書において公表しており、成果としての教育情報は、毎年度の入学者数、収容定員・学生数、卒業・修了者数、進学者数・就職者数、進学・就職等の状況をHPにて公表している。</p> <p>また、教育の成果としての学生の満足度を示すものとして、卒業予定者へ行ったアンケート集計結果をHPにて公表している。また、岡山大学統合報告書においても公表している。この他にも学部学生については、「教養力」「語学力」「専門力」の3基幹力、「異分野」「異社会」「異文化」の3側面における成績・経験をポイント化し、その数値が一定の基準を満たした者を「高度実践人」として認定し認定証を授与する制度を設けている。さらに高度実践人の中でも語学力が特に優れている者については、「高度実践人（グローバル）」としての認定を行っている。</p> <p>研究の費用及び成果等は、岡山大学統合報告書において公表している。また、研究成果については、随時、記者発表等も行っている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>【入学者受入方針／入学者数／収容定員・学生数／卒業・修了者数／進学者数・就職者数／進学・就職等の状況】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/sel.html</p> <p>【卒業予定者アンケート】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/kakusyusiryo/</p> <p>【統合報告書のデータセクションの「学生当教育経費」】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/kaikaku-annual/file/OU_integratedreport2020_v.pdf</p> <p>【記者発表情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/press_info_r3.html</p> <p>【高度実践人】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/jissenjin/</p> <p>「戦略的な財務経営に向けた取組の企画・立案・実施」等を行うために、「財務情報カタログ」を作成し、財務経営情報の収集・分析・管理を行っている。本カタログでは、教育・研究に係るコストを経年で比較するとともに他大学との比較も行って、最新の分析情報を可視化して学内に周知し、財務企画業務の一助として活用している。</p> <p>また、学内における見える化の一つとして、学部・研究科ごとの予算情報を教育研究評議会において共有し、可視化している。</p> <p>財務報告書（2018年度まで）及び統合報告書により学生1人当たりの教育コストを示すなど、わかりやすく法人の活動状況等を公表している。</p> <p>【統合報告書】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html</p> <p>【財務諸表】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/zaimusyohyou.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>「国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定、公表している。学長の意味決定をサポートする体制を強化するため、現役の部局長又は部局長経験者等から6名の副学長を配置し、中堅クラスから10名の副理事を配置している。</p> <p>法人経営を担い得る人材育成面では、大学改革を主導するリーダー人材を育成するため、文部科学省「イノベーション経営人材育成システム構築事業」の大学トップマネジメント研修や、国立大学協会が主催する、「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等の次世代のリーダー人材育成のためのプログラムに継続して、副理事・部局長の幹部級教職員を参加させている。</p> <p>岡山大学の将来について当事者意識を持って議論できる若手教職員による岡山大学未来懇談会を平成29年度より継続的に開催して、法人経営を担い得る人材を計画的に育成している。</p> <p>【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://pxy-admcoms1.a.okayama-u.ac.jp/okayama-u/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/houjinkeiei_jinzai_houshin.pdf</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	更新あり	<p>理事は、企画・評価・総務、教学、研究、医療、財務・施設、特命（DX）の業務を所掌し、「役員規則」によりその権限・責任等を定めている。副学長（一部上席副学長としている。）は、教育、研究、入試改革、国際に関する校務を担当し、「総括副学長及び副学長に関する規則」により、その権限・責任等を定めている。理事・副学長の選任にあたっては、これらの規則その他の学内関係規則等に基づき、学長が自身のビジョンを達成するために必要な人材であることを確認した上で選任決定している。</p> <p>（原則1-4関係・長期的な視点での経営人材育成）また、「国立大学法人岡山大学副理事の設置に関する要項」に基づき、理事の担当業務を補佐する副理事を置き、「国立大学法人岡山大学学長補佐の設置に関する要項」に基づき学長補佐を置き、学内外から適任者を配置している。平成29年度から、外部人材を非常勤の理事として登用し、役員会などを通じて専門性を踏まえた意見が出されている。また、部局長の選任においても、学外から候補者を選出可能であり、本学の将来構想及び運営等の方針（全学ビジョン）を踏まえた選考をすることを要するとの規定を含む「部局長の任命等に関する規則」に基づき、学長が選考・任命し、配置をしている。これら各補佐人材の権限・責任を定めた諸規則はすべて公表している。</p> <p>令和3年度に、大学の理念の実現と目標の達成のため、経営及び教学運営に必要な能力を備える人材を計画的に確保・育成するため「国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定し、公表している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>【国立大学法人岡山大学役員規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000005.html</p> <p>【岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000014.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学副理事の設置に関する要項】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/jinji_yoko/fukuriji_setti.pdf</p> <p>【岡山大学における部局長の任命等に関する規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000023.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://pxy-admcms1.a.okayama-u.ac.jp/okayama-u/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/houjinkeiei_jinzai_houshin.pdf</p>
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録	更新あり	<p>役員会は、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項について、学長の意思決定に先立ち議決を行う。原則として毎月1回（8月を除く。）定例で開催されている。その審議事項については、あらかじめ、教育研究評議会、経営協議会のほか、週1回開催の理事・副学長・副理事等が参加する大学経営戦略会議においても十分説明し、学内外の意見を聞く機会を設けることとし、役員会の審議の充実を図り、もって学長の意思決定を支えている。なお、すべての会議には、監事も陪席することとしている。</p> <p>役員会の議事要旨は、本学ホームページにて公表している。</p> <p>【諸会議議事要旨】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/proceedings.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>	更新あり	<p>ダイバーシティへの取組をさらに発展させ、ダイバーシティ&インクルージョンを実現するため、令和3年に、従来の「岡山大学ダイバーシティポリシー」を見直し、発展させた「岡山大学ダイバーシティ&インクルージョンポリシー」を策定し、ダイバーシティ確保の体制を整えた。このポリシーは、すべての構成員共通の価値と位置づけ、多様な属性・個性を持つ一人一人の構成員が、互いの価値を理解し合い尊重し、それぞれの特性を活かして共に成長できる大学となることを宣言したものである。そのために、ジェンダー、国籍、年齢、障がいの有無だけでなく、価値観、セクシャリティ、働き方等の多様性を認め合い、様々なステークホルダーと協働するための風土を醸成するとともに、大学組織の創造性、革新性、しなやかさをより一層高め、本学の目的である「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」を目指し、サステナビリティとウェルビーイングを追究する研究大学として、新たな価値を創造し、誰一人取り残さない共生社会の実現に寄与することとしている。</p> <p>また、理事1名、監事1名、部局長3名を女性から登用し、また、部局長2名を外国籍の者から登用しており、外部人材の登用については、現在、役員として、銀行関係者を「経営力強化」担当の理事（非常勤）として登用しているほか、エグゼクティブアドバイザーとして、大学発ベンチャー企業の経験のある大学教員、並びに「教育産業」、「情報産業」などの企業経験者を学長特別補佐などとして登用している。また、令和3年度からは、入試改革担当副学長を登用し、今後新学習指導要領学習者に対応した入試・教育体制の改革を進めている。</p> <p>「岡山大学ダイバーシティ&インクルージョンポリシー」を踏まえ、「国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を令和3年度に制定・公表した。</p> <p>【岡山大学ダイバーシティ&インクルージョンポリシー】 https://www.okayama-u.ac.jp/upload_files/jinji/d_i_policy.pdf 【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://pxy-admcms1.a.okayama-u.ac.jp/okayama-u/upload_files/freetext/soumu-gov_code/file/houjinkeiei_jinzai_houshin.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	更新あり	<p>令和3年9月、「国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）第2条第1項第3号に規定する委員の選任に関する方針」を明文化し、公表している。企業経営関係者、教育行政関係者から各2名、地方行政関係者、大学経営関係者、高等教育関係者、法曹関係者、マスコミ関係者から各1名と、多様な関係者に委嘱することにより、学外からの知見を反映させ、かつ法人に期待する事項を的確に把握できるようにしている。</p> <p>法定事項の審議のほか、その時々における本学の成果及び課題についても適時に審議事項・報告事項に加えることで、学外委員への情報提供と、その知見を本学の経営に積極的に反映させることができる機会を確保するようにしている。</p> <p>会議開催前に、経営戦略会議や理事ミーティングにおいて法定事項以外の議題を精選し、その内容の精査を行うことで、審議時間の確保と審議の充実を図っている。また、会議資料は1週間前に送付することで、学外委員の準備の機会を確保している。</p> <p>これらに加え、例年1月中には翌年度の会議日程を周知するほか、オンライン会議システムを利用することで学外委員の出席の機会を確保している。</p> <p>【国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）第2条第1項第3号に規定する委員の選任に関する方針】 https://pxy-admcms1.a.okayama-u.ac.jp/okayama-u/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/keiei_iinsennin.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	更新あり	<p>学長選考会議は、「国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則」第8条に基づく書類審査及び公開ヒアリングによる調査の結果等（同規則4条2項に基づき学内の意向調査を行った場合はその結果も含む）を資料として、慎重かつ必要な審議を尽くした上で主体的に選考を行っている（同規則9条）。</p> <p>また、学長選考会議は、同規則10条に基づき、学長適任者について氏名・履歴、選考結果・理由等を本学WEBサイト上に公表している。</p> <p>【国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000011.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	<p>学長の任期は、長期的ビジョンを持って大学運営を行うことができるよう、学長選考会議での検討を経て、4年とし、その旨を規則（国立大学法人岡山大学学長任期規則第2条第1項）に定めて公表している。</p> <p>その上で、同条は、継続的な経営・運営体制の構築のために再任を妨げないこととしつつも、一方で緊張感を持って大学運営を行うことも望まれるため、学長選考会議による再任審査（国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則9条の2）を経て再任された場合でも6年を超えることができないとの定めもあわせて定めている。</p> <p>【国立大学法人岡山大学学長任期規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000010.html</p>
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	<p>学長選考会議は、「国立大学法人岡山大学学長解任規則」に基づき、審査を経て、文部科学大臣に対して学長の解任を申し出ることができることとなっており、同規則は本学WEBサイトにおいて公表している。</p> <p>【国立大学法人岡山大学学長解任規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000012.html</p>
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	<p>毎年度、学長選考会議は、「国立大学法人岡山大学学長選考会議規則」第3条の2、「国立大学法人岡山大学学長の業務執行状況の確認に関する要項」に基づき、学長業務執行状況報告書・確認表、学長業務執行状況報告プレゼンテーション資料及び学長へのヒアリング並びに監事からの意見聴取により、学長の業務執行状況を確認しており、その結果を本人に提示して助言を行うとともに、確認結果は本学WEBサイトにおいて公表している。</p> <p>【令和2年度の学長の業務執行状況の確認について（令和3年6月23日）】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/profile05/file/gakutyou-gyoomur2.pdf</p>
原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	<p>令和3年3月、「国立大学法人岡山大学学長選考会議規則」において、学長選考会議の審議事項に、「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項」を追加した（第3条4号）。令和3年6月、学長選考会議において、本学の現況を説明し、大学総括理事を置かないこととすることが確認された。</p> <p>【国立大学法人岡山大学学長選考会議規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000009.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>本学の内部統制システムは、「国立大学法人岡山大学業務方法書」を基本とし、「国立大学法人岡山大学内部統制規則」をはじめとする関係諸規則により、以下のように構築・運用されている。</p> <p>(統制環境)</p> <p>大学の理念・目的・目標のほか、コンプライアンスに関し、「役職員倫理規程」、「公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針」、「公的研究費等の不正使用等防止に関する規程」、「岡山大学研究ポリシー」、「ハラスメント防止に関するガイドライン」等を定め、毎年、各種研修を実施して、全教職員への周知徹底し、大学の諸活動がこれらに適合するための環境を整備している。</p> <p>(統制活動)</p> <p>大学の全業務が、権限と責任を明確にされた会議体・業務執行者(学長・役員・部局長等)により、大学の諸規則に則して実施される体制を整備している。</p> <p>(情報および伝達)</p> <p>役員会・経営協議会・教育研究評議会、各種委員会のほか、多様なチャンネルで学長・役員と教職員間の情報および伝達を確保するとともに、内部通報・外部通報窓口を設置している。</p> <p>(モニタリング)</p> <p>学長の直属の法人監査室の内部監査を定期的実施するほか、学長は、毎年度、学長と内部統制担当役員で組織する内部統制委員会を開催し、内部統制推進責任者からの報告に基づき、本学における内部統制の整備及び運用状況を委員間で共有するとともに、是正措置を講じた内容について、当該措置の妥当性等を検証している。</p> <p>(リスク評価)</p> <p>2021年3月までに包括的なリスク洗い出しを行い、主要リスクに対応した体制構築を行っている。今後、さらにリスク分析の対象を拡大していくことを予定している。</p> <p>運用体制について、業務方法書、内部統制規則、内部統制委員会規程など内部統制システム関連諸規則を法人のホームページで公表している。法人としての取り組みについて、「岡山大学における公益通報」、「岡山大学病院における医療安全管理に関する内部通報」、「研究活動に係る不正行為への対応」、「公的研究費等の不正使用等防止に関する取組」に区分</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>けして、法人のホームページで公表している。</p> <p>【国立大学法人岡山大学業務方法書】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/gyoumu_houhousyo.pdf</p> <p>【国立大学法人岡山大学内部統制規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000004.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学内部統制委員会規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000065.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学の運営基本理念】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/uneikihonrinen.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学役職員倫理規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000079.html</p> <p>【国立大学法人岡山大学公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/fusei_houshin.pdf</p> <p>【国立大学法人岡山大学公的研究費等の不正使用等防止に関する規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000157.html</p> <p>【岡山大学研究ポリシー】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/kenkyu_policy.pdf</p> <p>【国立大学法人岡山大学ハラスメント防止に関するガイドライン】 https://www.okayama-u.ac.jp/user/sex-hara/pdf/haras_guide.pdf</p> <p>【国立大学法人岡山大学役員規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000005.html</p> <p>【岡山大学における公益通報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/koueki_tshou.html</p> <p>【岡山大学病院における医療安全管理に関する内部通報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/med-whistle-blower.html</p> <p>【研究活動に係る不正行為への対応】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kenyu-fuseikoui.html</p> <p>【公的研究費等の不正使用等防止に関する取組】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/fusei_kenkyuhi.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 4 - 1 法人経営，教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	更新あり	<p>法令に基づく事項については、会議情報、諸規則等を含め、本学HP（スマホ対応）の「岡山大学について」にて適時・適切に公開している。また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について、本学HPのNEWS&RELEASEや各種刊行物、SNS（YouTube・Facebook・Twitter・Instagram・LinkedIn）等、多様な方法で、適時・適切に公表している。さらに、毎年、財務情報と非財務情報を組み合わせて、ビジョンと有機的に統合（Integrated）することで、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明する年次報告書である「岡山大学統合報告書」を作成・公表している。これらを通じ、様々なステークホルダーの皆様に、あるべき姿を描くビジョンから、そこに向けた戦略とこれまでの実績を分かりやすく説明し、公開している。</p> <p>【法令に基づく情報公開 教育に関する情報，法人に関する情報，学部・大学院の設置等に関する情報，独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等に関する情報，国立大学法人岡山大学の役職員の報酬・給与等，国立大学法人岡山大学教員の任期に関する規則，研究活動に係る不正行為への対応，公的研究費等の不正使用等防止，調達関連情報，病院関連情報】</p> <p>https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html</p> <p>【会議情報 役員会，経営協議会，教育研究評議会等の構成員と議事要旨】</p> <p>https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/profile05.html</p> <p>【その他大学に関する情報】</p> <p>https://www.okayama-u.ac.jp/index.html</p> <p>【個人情報ファイル簿】</p> <p>https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kojin_joho.html</p> <p>【法人文書ファイル管理簿】</p> <p>https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/directoryfiles.html</p> <p>【学長選考】</p> <p>https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/profile05.html#president</p> <p>【病院長選考】</p> <p>http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html</p> <p>【岡山大学諸規則集】</p> <p>http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/syokisoku.html</p> <p>【統合報告書】</p> <p>https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html</p> <p>【岡山大学SNSアカウント】</p> <p>【岡山大学Instagram】</p> <p>https://www.instagram.com/okayama_university/</p> <p>【YouTube岡山大学チャンネル】</p> <p>https://www.youtube.com/user/okayamaunivpr</p> <p>【岡山大学Facebook】</p> <p>https://m.facebook.com/OkayamaUniversity?_rdr</p> <p>【岡山大学Twitter】</p> <p>https://twitter.com/okayama_uni</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	更新あり	<p>本学HPは、①岡山大学について、②学部・大学院・病院等、③教育・学生生活・就職、④研究、⑤社会連携、⑥国際交流、⑦入試の7つのカテゴリーに分けてページを作成しているほか、(1)受験生の方、(2)在学生・保護者の方、(3)卒業生の方、(4)企業・研究者の方、(5)社会人・地域の方の5つのステークホルダー毎にも区分けしてページを整理し、情報の受け手に応じ適切な内容を提供している。また、本学HPは英語及び中国語のものも作成して、教育・研究に関する事項に重点を置いて情報公開をしている。各種刊行物も、幅広い層に向けた情報発信を目的とする「大学概要」、 「統合報告書」(それぞれ日本語版のほか英語版がある)、 広報誌「いちよう並木」のほか、ターゲットを特定した各種のパンフレット等を刊行・公表している。SNSにおいても、既存のツールに加え、岡山大学メディア (OTD) を用い、在学生・入学希望者を対象に情報発信を行っている。</p> <p>【法定開示情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html 【岡山大学メディア (OTD) LP (ランディングページ) 「全・岡大生に捧ぐ」】 https://okayama-univ.com/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>教育情報として、毎年度、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学部及び大学院の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)、卒業 (修了) 者数、進学者数・就職者数、学部卒業生、大学院修了生及び専攻科・別科の就職 (進学) 状況、免許・資格と進路・就職状況、国家試験合格状況 (卒業 (修了) 者) の情報をHPにて公表している。</p> <p>また、教育の成果としての学生の満足度を示すものとして、卒業予定者へ行ったアンケート集計結果をHPにて公表している。この他にも学部学生については、「教養力」「語学力」「専門力」の3基幹力、「異分野」「異社会」「異文化」の3側面における成績・経験をポイント化し、その数値が一定の基準を満たした者を「高度実践人」として認定し認定証を授与する制度を設けている。さらに高度実践人の中でも語学力が特に優れている者については、「高度実践人 (グローバル)」としての認定を行っている。</p> <p>【岡山大学の教育情報 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報 ・学部及び大学院の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針】 【教育研究活動の状況 入学者受入方針/入学者数/収容定員・学生数/卒業・修了者数/進学者数・就職者数/進学・就職等の状況】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/sel.html 【高等教育開発推進センター 卒業予定者アンケート】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/kakusyusiryoy/ 【高等教育開発推進センター 高度実践人】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/jissenjin/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/index.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html#23</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html</p>